

貸 付 条 件	
貸付の種類	証書貸付、極度方式貸付
貸付対象	法人
利率 (実質年率)	上限年20.0% (期間、担保等により決定いたします。金利固定方式および金利変動方式がございませう。)
返済方式	元利均等返済、元金均等返済、その他ご相談の上決定いたします。
返済期間	借入申し込み時にご相談の上決定いたします。
返済回数	原則として毎月返済(年当たり12回)ですが、ご相談によりその他の方法もございませう。
手数料	以下の手数料を申し受けることがあり、ご相談の上決定いたします。 ・取扱手数料 貸付実行時に貸付実行元金の3.0%以内 ・期限前返済手数料・解約手数料 返済元金の3.0%以内 以下の計算方法による(0円を上回る場合に限る) 解約日に支払う元本×(貸付時の基準金利－再運用時の基準金利) ÷365×残存日数
遅延損害金	返済が遅滞した場合、遅延損害金として当該返済金に対し年利20.0%以内の遅延利息を遅延日数に応じ申し受けます。
担保	場合によっては次のような担保を申し受けます。 ・不動産に対する根抵当権設定、抵当権設定 ・定期預金に対する質権設定 ・有価証券担保 ・債権譲渡担保 その他の担保 — 借入申込時にご相談させていただきます。
連帯保証人	第三者の連帯保証をお願いすることがございませう。
主な返済例	・貸付元本 金10,000,000円 ・貸付利率 年12.0%(月利1.0%) 金利固定方式 ・返済方式 元利均等返済 ・返済期間および返済回数 5年、60回払 ・毎月の元利金合計返済額 金222,444円
貸金業務にかかる指定紛争解決機関	名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 所在地 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 電話番号 03-5739-3861

貸 付 条 件	
貸付の種類	証書貸付の媒介、極度方式貸付基本契約の媒介
貸付対象	法人
利率 (実質年率)	上限年20.0% (期間、担保等により決定いたします。金利固定方式および金利変動方式がございませう。)
返済方式	元利均等返済、元金均等返済、その他ご相談の上決定いたします。
返済期間	借入申し込み時にご相談の上決定いたします。
返済回数	原則として毎月返済(年当たり12回)ですが、ご相談によりその他の方法もございませう。
媒介手数料の計算方法	貸借する金額の5.0%を上限に媒介手数料を申し受けます。 ただし、貸借の期間が1年未満の場合には、貸借する金額の5.0%を365日の日割り計算した額を上限とします。
貸金業務にかかる指定紛争解決機関	名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 所在地 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 電話番号 03-5739-3861